

コロナに負けず、営業と暮らしを守ろう

あらゆる制度を使って活路を開こう！

緊急融資

日本政策金融公庫

=新型コロナウイルス感染症特別貸付=

融資限度額 6000万円（別枠）
返済期間 運転資金15年以内
設備資金20年以内
いずれも、うち据置期間5年以内
利率（年） 1.65%以下
（融資後3年目まで0.9%の補助あり）
風俗営業許可業者（いわゆる性風俗除く）も利用可能

他にも様々な融資制度があります。

休業要請協力金

◆スナック・バー・居酒屋など、県の休業要請に協力した事業者には30万円

著作権使用料減免

◆日本音楽著作権協会（ジャスラック）が使用料を減額・免除します。スマホ、パソコンから簡単に申請できます。

返済不要の持続化給付金

支給対象者

資本金10億円以上の大企業を除き、全ての企業者、フリーランスを含む個人事業者。農業法人、NPO法人、社会福祉法人なども対象

給付額

個人事業者：最高100万円、法人：最高200万円

給付額の計算：前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）

申請に必要なもの

- ①本人確認書類（法人の場合は法人番号） ②2019年の確定申告書類の控え
- ③減収月の事業収入を示した帳簿等（様式は問わない）

※今後、変更追加の可能性あり



生活福祉資金 緊急小口資金

支給対象者 コロナの影響で収入が減少した世帯

貸付額 自営業者、学校校等の休業、4人以上家族、要介護者がいる 20万円以内
その他 10万円以内

据置期間 1年以内 **償還期間** 2年以内 ○無利子 ○保証人不要

- ◆住民税非課税世帯は返済が始まるときに、所得減少が続く場合は返済が免除される
- ◆申込に際して、・預貯金や借入金の有無、・税金等の滞納、・家族の収入、・返済能力について聞かれることはありません。申込み1週間で貸付されます。

■他にも**総合支援資金（生活支援費）**：貸付上限額（単身世帯15万円、2人以上世帯20万円）×3ヶ月

住居確保給付金：家賃3ヶ月分の補助（給付）などの制度もあります。



減免・猶予制度

- ◆コロナの影響で収入が前年比30%以上の減少が見込まれる方は国保料（税）・介護保険料の減免の対象となります。
- ◆税金や国保、年金、介護保険料などの納付が困難な方は猶予制度も利用できます。

営業と暮らしの相談は民商へ

安芸民商 TEL: 0887-35-4432
香美郡民商 TEL: 0887-52-4031
南国民商 TEL: 088-864-3623
高知民商 TEL: 088-833-0666
仁淀川民商 TEL: 088-852-0422
須崎民商 TEL: 0889-42-5201
中村民商 TEL: 0880-34-4107
高知県商工団体連合会 高知市河ノ瀬町33
TEL: 088-832-4838

まずはお電話
ください